

国民健康保険

忘れていませんか？ こんなときは届け出を

届け出は
14日以内に
しましょう

国民健康保険（国保）に加入している人が、「就職して社会保険の資格を取得した」、「家族の健康保険の被扶養者になって国保の資格がなくなった」、または「退職して社会保険の資格がなくなった」場合などは、国保への加入・脱退手続きが必要となります。

加入の届け出が

遅れると...

加入する資格が発生した月までさかのぼって、保険税を納めることとなります。

また、他の保険の資格が消失した時点から届け出の日までにかかった医療費は、特別な理由がない限り、全額自己負担となります。

脱退の届け出が

遅れると...

国保の資格がなくなったにもかかわらず、届け出が遅れ、うっかり国保の保険証を使って診療を受ける人がいます。

この場合は、国保から支払われた医療費を後で返していただくこととなります。

社会保険の任意継続

会社を退職して社会保険の資格がなくなっても、二年間に限り、社会保険の任意継続をすることができます。詳しくは、お勤めの会社または、社会保険事務所におたずねください。



遠方で修学している

学生の国保は...

修学のために笠岡市を離れて暮らす学生の皆さんには、申請により世帯主とは別の保険証の交付を受けることができます。

また、すでに遠隔地（学生用）の保険証をお持ちの人で、四月一日以降も引き続き学生の場合は、更新の手続きが必

	こんなとき	持ってくるもの
加入するとき	他の市町村から転入したとき	転出証明書
	他の健康保険などを脱退したとき	健康保険の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子手帳、保険証
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
脱退するとき	他の市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健康保険の保険証
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証、印かん
その他	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
	修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
	長期出張などで別個の保険証が必要なとき	保険証、期間のわかるもの、印かん

要となります。更新の手続きをされないと、四月一日から

保険の資格がなくなる場合があります。ありますのでご注意ください。

① 在学証明書または学生証など平成18年4月1日以降に学生であることを証明するもの

② 国保の保険証

※更新の場合は、遠隔地の保険証も合わせて持参してください。

③ 印かん（認め印）

受付期間

3月31日（金）～4月21日（金）

手続き・問合せは

市民課

☎21330まで